

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金審査委員会設置要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱（令和5年4月1日付け伊仙町告示第 号。以下「要綱」という。）第8条の規定する伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、要綱第7条の規定に基づき、申請された内容について必要な事項を審査する。

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 伊仙町長
- (2) 伊仙副町長
- (3) 総務課長
- (4) 未来創生課長
- (5) その他補助対象者の起業に関係する課長又は所属していた担当課の長

2 審査委員会の委員長は、前項第1号に規定する者をもって充てる。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。

(会議及び審査方法)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、申請者が所属する、又は所属していた担当課の長の申出により、委員長が招集する。

2 委員長は、申請者を出席させ、提出された事業計画書等に基づき、プレゼンテーションを行わせることができる。

3 会議は、非公開とする。ただし、審査委員会が特に必要と認めたときは、会議の議事録又は一部を公開することができる。

4 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別表第1に定める審査基準（以下「審査基準」という。）に基づいて、審査を行う。

5 審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計する。

6 審査員の合計点数の7割以上は合格とし、それ以下の場合には不合格とする。

7 委員長は、審査基準に定める8つの評価項目のうち、1つでも審査委員一律で「1」の配点があった際には、その項目の数に応じて改善策を作成の上、提出させることができる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、未来創生課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）地域おこし協力隊起業支援補助金審査委員会 審査基準

	評価項目	評価内容	期待できる	普通	期待できない
1	地域性	起業又は事業承継の計画に、地域社会、経済、地域資源・文化などとの関連やニーズがある。	3	2	1
2	波及効果	起業又は事業承継の計画に、地域への波及効果（雇用、物流、経済、交流人口、ブランド化など）が期待される。	3	2	1
3	優位性	起業又は事業承継の計画に、地域で起業するメリットや性能・品質のすばらしさがある。また、計画を実行する技術やノウハウを有している。	3	2	1
4	市場性・将来性	商品やサービス等の顧客や市場が明確である。また、その特徴、動向、将来性を的確に捉えている。	3	2	1
5	実現可能性	起業又は事業承継のコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確であり、実現可能である。計画の実現に向け、関連知識の取得などの具体的な準備を進めている。	3	2	1
6	収益性	具体的な取引の見込みがあり、事業パートナーが明確であるなど、事業全体の収益性の見通しに妥当性や信頼性がある。	3	2	1
7	経営者としての資質	地域おこし協力隊として十分な実績があり、起業又は事業承継に対する熱意や、やる気を持っており、経営能力も期待できる。	3	2	1
8	重要業績評価指数(KPI)	事業における明確な目標が定められており、且つ、具体的な数値設定がなされている。	3	2	1
合計点数					

【審査基準の定義】

- 期待できる：事業計画書等が計画的及び具体的且つ今後の伊仙町にとって価値があると判断できる場合
- 普通：事業計画書等の内容が妥当であり、交付要件を満たすと判断できる場合
- 期待できない：事業計画等が計画的及び具体性に乏しく、伊仙町にとっても実現性が低いと判断する場合